様式第９号（第20条関係）

（表面）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 身分証明書  第　　　　号 | | | | |
|  | 写真  　縦３センチメートル  　横２センチメートル | | | 職名  氏名 |
|  | 茨城県 |  |
|  |  |
| 上記の者は、茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例第17条第１項の規定に基づく立入検査を行う権限を有する者であることを証明する。  　　　　年　　月　　日  茨城県知事　　　　　　　　　　印 | | | | |

（裏面）

|  |
| --- |
| 茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（抄）  （立入検査）  第17条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、屋外保管事業場　又は屋外保管事業場設置者の事務所若しくは事業場その他の施設に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。  ２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。  ３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 |